

広報 しん5

11月1日現在
1.898世帯
男 4.158人
女 4.366人
合計 8.524人

45号

49/12

とじておきましよう。



町民体育大会

盛大に終る

十一月四日、秋晴のもとに、町制三周年記念および合併二十周年記念町民体育大会が盛大に開かれました。

約三千人のみなさんが参加され各種の競技が争われました。
おもな結果はつぎのとおりです

▽鹿狼マラソン

(一般の部)

一位 水戸正美(岡)

二位 池下和二(小川)

三位 目黒俊孝(杉目)

(中学校の部)

一位 林 浩徳(上真弓)

二位 佐藤光喜(今泉)

三位 鈴木正明(城内)

(高校の部)

一位 目黒 真(富倉)

二位 中江義昭(釣師)

三位 菅野実(今泉)

▽部落対抗リレー

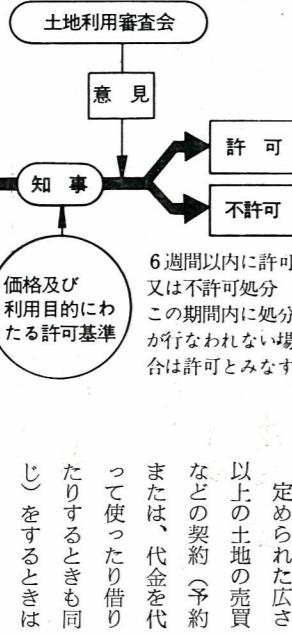
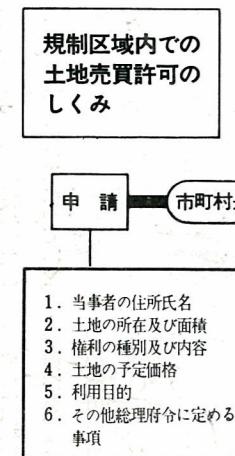
一位 第九行政区・第六行政区

二位 第五行政区・第十行政区

三位 第十二行政区・第七行政区

区

規制区域内で土地の売買などの契約（予約を含む、また代金を制限区画とすることができます。規制区域内で土地の売買などを契約（予約を含む、また代金を



土地をもうけのためには、わたくしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こうゆうことを止めさせて土地を正しく使うために、公共の福祉の立場から土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

土地の取引きに許可が必要となる区域（規制区域）は、つきのようない場合です。

都市計画区域以外……前記と同じ状態が生じると認められ、またそのような状態をなくさなければ正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域です。

規制区域は、五年以内の期間で定められます。期間を過ぎても必要な場合は、さらに引きつづいて規制区域とることができます。

土地をもうけのためには、わたくしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こうゆうことを止めさせて土地を正しく使うために、公共の福祉の立場から土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

土地をもうけのためには、わたくしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こうゆうことを止めさせて土地を正しく使うために、公共の福祉の立場から土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

土地をもうけのためには、わたくしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こうゆうことを止めさせて土地を正しく使うために、公共の福祉の立場から土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

土地をもうけのためには、わたくしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こうゆうことを止めさせて土地を正しく使うために、公共の福祉の立場から土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

効果的な土地利用をめざす

「国土利用計画法」十二月から施行

さまざまな混乱の中で、今はど思っている時はありません。

国土利用計画法は、まさにそ

と国土の計画的な利用をはかる土地対策の要となる法律で、昭和四十九年十一月二十四日から施行になります。そこで、この法律をわかりやすく説明してみましょう。

国土利用計画法は、地価の安定と国土の計画的な利用をはかる土地対策の要となる法律で、昭和四十九年十一月二十四日から施行になります。そこで、この法律をわかりやすく説明してみましょう。

その二つは、地価の値上がりの防止と正しく望ましい利用を図ること。その三つは、遊んでいる土地を止め土地の取引を制限すること。公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続を定めたことです。

なお、この法律の特徴は法律で定められた権限のそのほとんどが都道府県知事が、市町村長の意向を十分に汲み、調和的とのた国土の発展をはかっていくことをねらいとしています。

都道府県知事あるいは政令指定都

市の市長に委ねられています。

(※政令指定都市——札幌市、川崎市、横浜市、名古屋市、福岡市、大坂市、神戸市、北九州市、京都市)

市)があります。

国土利用計画には、全国計画、都道府県計画、そして市町村計画

があります。

都道府県計画は、市長村長と国

土利用計画地方審議会の意見をきいて、都道府県議会の賛成を得て

ます。

全国計画は、都道府県の考

えを十分に取り入れ、国土利用計

画審議会の意見をきいて國が定め

ます。

都道府県計画は、市長村長と國

土利用計画地方審議会の意見をきいて、都道府県議会の賛成を得て

ます。

市町村計画は、住民の考え方をきいて、市町村の議会の賛成を

いたうえで市町村の議会の賛成を

します。

その一つは、都市計画法や農振

法などのようにこの計画に関係す

るほかの法律によって定められる

土地利用計画の基本方向を示す役割です。

もう一つは、土地の売買などの

契約にあたって、その利用目的の良し悪しを判断するときの基準と

した役割です。

(三頁へ)

得て、市町村長が定めるものです。これらの計画が、それぞれ十分なつながりをもちながら正しく望ましい国土の姿が描かれることになります。

公共の福祉とは

土地利用基本計画は、都道府県知事が、市町村長の意向を十分に汲み、調和的とのた国土の発展をはかっていくことをねらいとしています。

この計画では、都道府県の区域について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定め、五万平方キロメートルの地図で示されることになります。

この計画では、都道府県の区域について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定め、五万平方キロメートルの地図で示されることになります。

この計画では、都道府県の区域について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定め、五万平方キロメートルの地図で示されることになります。

この計画では、都道府県の区域について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定め、五万平方キロメートルの地図で示されることになります。

</div

